

## 1. 下水道使用料改定スケジュール等について

(1) 下水道使用料改定全体スケジュール(案) … P 2

(2) 行政経営推進委員会及び議会関係スケジュール（決定プロセス概要） … P3

### 参考資料

(3) 使用料改定作業各機関関係図 …P4

# 1. 下水道使用料改定スケジュール等について

## (1) 下水道使用料改定全体スケジュール(案)

項目	H29 年度				H30 年度										H31 年度	
	6 月	10 月	1 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月-3 月	4 月	
行政経営推進委員会	事業説明 第1回目	意見聴取・点検 第2回目	意見聴取・点検 第3回目													新料金 スタート (予定)
町長 (庁議・ 政策会議)	□改定概要等必要に応じ説明 (基本的考え方)						□改定概要等必要に応じ説明									
議会関係				常任委 員会報 告				常任委 員会報 告		□9 月議会 議会説明、条例改正						
水道企業団										□電算改修(開 発)依頼						
広報関係										□9月以降広報掲載						
職員										←□説明(基本的考え方、 料金明示)→						

### 概要説明

平成 28 年度：経営戦略策定の結果等を踏まえ、持続可能な下水道事業を目指す観点から使用料改定の必要性がある旨、庁議、議会（常任委員会）へ報告済。

### 上表説明

平成 29 年度：行政経営推進委員会下水道使用料改定方針(大枠)決定(町が示した方針案に対し、行政経営推進委員会より意見聴取、内容点検依頼)

平成 30 年度：年度前半、町議会(常任委員会外)に説明。その後、議会の条例改定作業を踏まえ、関係機関、町民周知

平成 31 年 4 月：新料金スタート

## (2) 行政経営推進委員会及び議会関係スケジュール（決定プロセス概要）

使用料改定(設定)にあたっては、法律等に照らし合わせれば、必要使用料の改定根拠を明らかにし、議会の承認を得て改定することが最低要件となります。改定にあたっては、専門の審議会を設置することも考えられますが、法律で定められていないため、設置の判断は市町村で行います。町では、現状、使用料設定において、厳密な設定はできかねると考え専門の審議会設置等は見送ることとしています。

ただし、下水道事業の経営上、改定の必要性があることや、基本的考え方等の部分について、一定の考え方等を外部団体へ確認を依頼する必要性があることに鑑み、当委員会へ、大枠の改定方針等について、点検・意見聴取が可能であると考え確認をお願いするものです。使用料の最終決定については、当委員会で確認された方針を参考に町が最終必要額を明らかにした上で、議会と協議しながら決定します。

当町の下水道使用料の改定にあたってのプロセスを記載。

### 1) 行政経営推進委員会

日 時	内 容
② 第1回目 実施済 平成 29 年 6 月 29 日	案件：経営戦略説明、下水道事業概要説明 確認済事項：経営戦略策定説明 歳出の削減、収入の確保の必要性について 確認
③ 第2回目 実施済 平成 29 年 10 月 30 日	案件：下水道使用料改定手順説明及び 改定方針案説明 確認済事項：使用料改定方針(案)について確認
④ 第3回目 予定 平成 30 年 1 月 30 日	案件：下水道使用料改定方針案について 使用料水準等について、大枠の方針決定 確認事項 ①改定スケジュールについて(全体、委員会作業説明) ②使用料改定方針案(再構成と修正提示)について確認
※使用料改定関係事務については、必要に応じ、報告をすることで 検討しております。	

矢印は時系列順

### 2) 議会関係

日 時	内 容
① 第1回目 実施済 平成 29 年 3 月 23 日 【産業民生常任委員会】	案件：経営戦略説明。将来の収支状況のから使用 料改定について検討していく旨説明。
⑤ 第2回目 予定 平成 30 年 3 月 【産業民生常任委員会】	案件：使用料改定方針案の提示、確認 (使用料改定に係る作業状況報告及び審議)
⑥ 第3回目 予定 平成 30 年 7 月 予定 【産業民生常任委員会】	案件：使用料改定(案)についての提示、確認 (使用料改定案について)
⑦ 第4回目 予定 平成 30 年 9 月か 12 月 【議会、議員全員協議会】	議 案 下水道使用料改定について(条例改正) <b>使用料額最終決定</b>

(3) 参考 使用料改定作業各機関関係図

